

# 佐波川漁業協同組合内共第7号

## 第5種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第7号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、はや、ます、うなぎ及びかにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して行わなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者という。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。

4 遊漁者は、直ちに第6条第1項に規定する遊漁料を同条第3項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ、イ欄の漁具・漁法、ウ欄の区域、エ欄の期間でなければ行ってはならない。

ア名称	イ漁具・漁法	ウ区域	エ期間
あゆ	竿釣、餌釣	漁業権区域内	6月1日から12月31日まで
	にごりがき	白坂総合堰より上流の漁業権区域	7月1日から12月31日まで
こい ふな はや	竿釣、餌釣	漁業権区域内	周年。 ただし、こい掛釣は7月1日から翌3月31日まで、カガシラ釣は6月1日から12月31日まで
	にごりがき	白坂総合堰より上流の漁業権区域	7月1日から12月31日まで

うなぎ	竿釣、手釣	漁業権区域内	周年
	箆、箱 1人3個以内	漁業権区域内	周年
	にごりかき	白坂総合堰より上流の漁業権区域	7月1日から12月31日まで
かに	箆 1人3個以内	山陽本線 JR 鉄橋より上流峪堰の間	9月20日正午から翌年3月31日まで
		峪堰より上流漁業権区域内	10月5日正午から翌年3月31日まで
ます	竿釣、餌釣	漁業権区域内	3月1日から8月31日まで

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁を行ってはならない。

区 域	期 間
高田樋門 (5.4K) より下流 JR 鉄橋の間	9月20日から12月31日正午まで
庄方堰より上流出雲合橋上流端の間	周年

(全長等の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
かに	甲巾5cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁者が遊漁を行うときは、ア欄に掲げる水産動物ごとにイ欄に掲げる漁具・漁法別に、ウ欄及びエ欄に掲げる区分により、オ欄に掲げる金額を組合に納付するものとする。ただし、遊漁者が18才以下の場合は無料とし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、300円を加算した額とする。

No.	ア名称	イ漁具、漁法	ウ遊漁者の区分	エ期間	オ遊漁料
1	あゆ、はや、こい、うなぎ、	竿釣、餌釣、手釣、にごりがき	大人 (19才以上)	1日	2,000円
				1年	8,500円

	ふな				
2	ます	竿釣、餌釣	同上	1日	2,000円
				1年	5,000円
3	うなぎ	竿釣、手釣、籠、箱、にごりがき	同上	1年	2,000円
4	かに	かご	同上	1年	3,000円

2 No. 1の遊漁料を支払った者は、日券、年券の区分毎にNo. 2、No. 3の遊漁を行えるものとする。

3 遊漁料の納付は、次の場所において行わなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視人に納付することができる。

- (1) 佐波川漁業協同組合事務所（防府市下右田）
- (2) 佐波川漁業協同組合が指定した遊漁証取扱店

（遊漁承認証に関する事項）

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき次項）

第8条 遊漁者が遊漁を行うときは、遊漁証を携帯し、かつ、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視委員）

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

平成26年4月1日施行

様式第 1 号

遊漁承認証

No	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します 記	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) <span style="float: right;">( 才)</span>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 承認期間</li> <li>• 水産動物の名称</li> <li>• 漁具、漁法</li> <li>• 遊漁区域</li> <li>• 遊漁料 <span style="float: right;">円</span></li> </ul>	
発行者 佐波川漁業協同組合	

様式第 2 号

漁場監視員証

No	
漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員である ことを証明する	
(氏名)	( 才)
(住所)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 有効期間</li> </ul>	
自 平成	年 月 日
至 平成	年 月 日
発行者 佐波川漁業協同組合	